

○児童発達支援センター つばさ（障害児通所支援）利用手続き

施設利用を希望されるときは、当センター医師が施設での療育が必要と判断するなど以下の手続きが必要です。

○障害児支援利用計画作成



相談支援事業所にて相談、利用計画案作成を依頼します。

○障害児通所給付支給申請



お住いの市町に利用計画案を持参し、通所給付支給申請、面接を行います。

市町に提出する書類 健康保険証の写し、療育が必要の旨の意見書（必要な方のみ）

○診察・面接



こども療育センター小児科診察、つばさ面接を行います。

○契約

つばさ通所が適当と判断され、障害児通所給付支給決定が行われると契約し、利用が始まります。

○費用

施設を利用した費用の1割と食費・教材費等を負担していただきます。

所得に応じて負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。また、食事に関しても所得により減免されます。受給者証を御確認ください。